第4部 計画の推進

第1章 推進体制および評価

1 推進体制と役割

本計画は医療福祉に関して広範囲にわたる計画であるため、県民をはじめ、関係する全ての機関がその役割を認識し、相互に連携を図りつつ主体的な行動をとるとともに、有効なチェック機能のもとに必要な見直しが行える体制を整備し、計画の着実な推進を目指します。

(1) 県民

- 県民の一人ひとりが、自らの健康に責任をもって、主体的かつ積極的に健康づくりや疾病予防・介護予防への取組に関わることが必要です。
- 安全・安心な医療福祉を受けるためには、限られた貴重な医療福祉資源を有効に活用し、 主体的かつ積極的に医療に参加することが大切です。身近なところでかかりつけ医をもち、 相談しながら症状に応じた医療機関を受診するなど、地域・住民が守り育てる医療福祉の 実現が求められています。
- 医療福祉に関するボランティアやサポーター活動をはじめ、県民や企業などの民間主導で活動されている団体・NPOなどの役割も重要です。このような活動や各種団体と、医療福祉関係者、行政等が一体となって取組を進めていくことが必要です。

(2) 医療機関等

- 医療機関は、計画に記載する医療提供体制等における自らの位置づけや役割を認識し、 求められる医療機能の充実・強化に努めることにより、計画の推進に協力するものとします。
- また、地域医療構想や地域医療構想調整会議での調整・協議に基づき、質の高い医療を 効率的に提供するため、医療提供体制における自らの位置づけや役割を認識し、求められ る医療機能の充実・強化に向けた取組を行うことが期待されます。
- 病院と病院、病院と診療所間の一層の連携を図り、また薬局や訪問看護ステーション、介護サービス施設・事業所なども含め、多機関・多職種が連携することにより医療と福祉が一体となった地域住民への質の高い提供が求められています。

(3) 医療福祉関係団体

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療福祉関係団体は、計画の内容を十分に理解し、会員への周知および計画の趣旨に沿った会の運営を図ることにより、市町や保健所、県などと協力して、計画の推進にあたることが求められます。
- 特に、地域において多職種連携が円滑に進められるよう、研修の実施や情報共有などの 組織的・体系的な取組が期待されます。

(4) 保険者

○ 保険者は、特定健康診査、特定保健指導の円滑な実施や健診・医療・介護データ等の分析・活用による効率的で効果的な保健医療事業を実施することにより、県民の健康増進・

疾病予防・介護予防への貢献が期待されます。

県は、平成30年度から市町とともに国民健康保険の保険者となり、市町が引き続き実施する保健事業等を支援するとともに、保険者間の連携に中心的な役割を担っていきます。

(5) 市町

- 市町は、住民に最も身近な事業実施主体として、健康づくりの推進や疾病予防、初期救 急への対応、介護サービスなど、地域の実情に応じた医療福祉にかかる施策を企画・実施 していくことが求められます。
- また、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携して、保健・医療・福祉が一体となって地域住民の日常生活を支える医療福祉体制が構築できるよう、保健所とともにその調整機能が期待されます。
- 中核市である大津市では、保健所機能を十分に活用しながら総合的な医療福祉施策を推進することが求められます。

(6) 県

- 県は、市町、医療機関、保険者等関係機関への計画の周知を行うとともに、関係機関が それぞれの役割に沿って計画を遂行するための調整・支援、計画の進行管理を行います。
- また、県民に対し、計画の周知を含め医療福祉に関する情報提供を積極的に行うととも に、県民や各種団体と連携・協力しながら計画の推進に努めます。
- 保健所は、圏域の医療福祉資源の状況や健康課題、医療福祉の提供の実態を踏まえ、市町、医療機関、関係団体等との総合的な調整を図り、計画に基づく施策を進めます。

2 進行管理と評価

(1) 計画の進行管理

県は、市町・関係団体等からの情報収集、医療機関等への調査などを実施することにより、事業の進捗状況を把握し、計画の進行管理を行います。

(2)計画の評価

県は、疾病や事業など分野ごとに設定した数値目標の達成状況を基準として、各年度の 取組について滋賀県医療審議会へ報告し、意見を聴くこと等により評価を行います。

評価に際しては、ロジックモデルを活用し、施策および事業の結果(アウトプット)のみならず、各施策が計画における「目指す姿」の実現に向けてどのような影響を与えたか、また効果を発揮しているかという観点を踏まえた上で、その後の施策の改善につなげます。また、評価結果に基づき、必要があると認められる場合は、施策や数値目標の見直しを検討します。設定していない数値目標についても、定性的に達成状況の評価を行ったうえ

で、評価時点で改めて設定を検討し、必要に応じて追加します。

(3) 進捗状況・評価の公表

県は、計画の進捗状況や評価について、県のホームページ等の広報媒体を活用し、広く 県民や医療福祉関係者に情報提供を行います。